

平成 22 年 4 月 19 日

脱退手当金事案に関する新たな回復基準案について

年金記録確認中央第三者委員会事務局

1. 回復基準案に基づく検証結果について

- 第三者委員会においては、年金記録回復委員会（3月29日）において方向性について了承された下記回復基準案に該当する事案のあっせん状況の検証を実施したところ。
- 以下にその結果をとりまとめた。

(1) 検討委員会に提案された回復基準案

ア 次のすべてに該当する場合

- ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）がある。
- ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていた。

イ 次のすべてに該当する場合

- ① 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間がある。
- ② 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていた。
- ③ 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、厚生年金保険若しくは共済組合に加入している、又は国民年金に加入し国民年金保険料の未納がない。
- ④ 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後である。

ウ 以下のいずれかに該当する場合には、上記の回復基準の対象外とする。

- ① 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等が確認できる場合
- ② 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合
- ③ 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合
- ④ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合
- ⑤ 申立の内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定（非あっせん、一部あっせん事案を含む。）が行われている事案についての再申立である場合

(2) 回復基準案による検証結果

ア 確認した「まだら事案」

- ・事案数 336 件（平成 21 年 8 月末処理終了 3,804 件から抽出）
（内訳）あっせん：214 件、非あっせん：122 件

イ (1) の基準案に該当する事案に係るあっせん状況

事案件数	あっせん件数	あっせん率
83 件	76 件	91.6%

※ (1) のイの③については、脱退手当金の支給決定がされた日以後に年金制度に加入していた場合又は支給決定時点において既に国民年金に加入していた場合であって、10 年以上継続して加入（継続して複数の制度に加入している場合を含む。）しており、国民年金についてはこの期間がすべて保険料納付済期間（第 3 号被保険者期間を除く。）である場合としている。

※ (1) のウの①の該当要件については、次に掲げるものを対象としている。

- ・申立人が所持していた「脱」表示がされた被保険者証、支給決定通知書、かつて交付された脱退手当金支給済であることが記載された期間回答書など
- ・年金事務所が保存していた裁定請求書原義、受付処理簿、会計帳簿、支給報告書など
- ・記録回答等の事跡が記載された年金機構本部が保存している旧台帳

2. 検証において回復基準に該当する非あっせん事案について

- 上記において検証した結果、非あっせんとなった事案 7 件が記録回復となるところ。
- これら 7 件について分析すると、おおむね以下のいずれかの事情があることにより、申立人の委任による事業主の代理請求の可能性が高い等と判断され非あっせんとなっている。
 - ① 資格喪失後 6 か月以内に支給決定がされている。
 - ② 被保険者名簿に脱退手当金を支給した表示がある。

(ケース 1)

上記「① 資格喪失後 6 か月以内に支給決定がされている。」に該当する事案を記録回復の対象外に加えた場合のあっせん状況

事案件数	あっせん件数	あっせん率
42 件	41 件	97.6%

(注) 非あっせん事案 1 件は、資格喪失から 9 か月後に支給決定されており、被保険者名簿に脱

退手当金を支給した表示がある。

～参 考～

※ 非あっせん事案が9か月後に支給決定されていることから、ケース1の条件を9か月以内及び1年以内とした場合

パターン区分	事案件数	あっせん件数	あっせん率
9か月以内のとき	33件	33件	100%
1年以内のとき	29件	29件	100%

(ケース2)

ケース1に加え、「② 被保険者名簿に脱退手当金を支給した表示がある。」に該当する事案を記録回復の対象外に加えた場合のあっせん状況

事案件数	あっせん件数	あっせん率
13件	13件	100%

(参考資料) 検証した事案を活用したシミュレーション

パターン	事案件数	あっせん件数	あっせん率	特記事項
○パターン1 (基準案) >>基準案をそのまま当てはめた場合	83 件	76 件	91.6%	非あっせんの7件は、被保険者名簿に「脱」がある、喪失後6か月以内の支給決定であるなどの事情があったもの
○パターン2 (基準案に支給までの期間を追加) >>基準案+資格喪失後6か月以内に支給決定のものを除くとした場合	42 件	41 件	97.6%	非あっせんの1件は、被保険者名簿に「脱」があるが喪失後9か月で支給決定されたもの
《参考1》6か月→9か月 * 基準案+資格喪失後9か月以内に支給決定のものを除くとした場合	33 件	33 件	100%	
《参考2》6か月→1年 * 基準案+資格喪失後1年以内に支給決定のものを除くとした場合	29 件	29 件	100%	
○パターン3 (基準案に支給までの期間と「脱」表示を追加) >>基準案+資格喪失後6か月以内に支給決定のもの+被保険者名簿又は記号番号払出簿に「脱」表示のあるものを除くとした場合	13 件	13 件	100%	
《参考3》基準案に「脱」表示を追加 * 基準案+被保険者名簿又は記号番号払出簿に「脱」表示のあるものを除くとした場合	23 件	22 件	95.7%	非あっせん事案の1件は、被保険者名簿に「脱」は無いが喪失後1か月で支給決定されたもの

パターン1(基準案)

まだら事案の記録回復除外条件に応じた先例事案件数

		同一番号(重複事案を除く)			別番号(重複事案を除く)			重複事案			まだら全体		
		あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計
①まだら事案数		75	20	95	130	97	227	9	5	14	214	122	336
要 件 該 当 数	ア. 支給後1年以内の公的年金加入無し又は国年未納有り	-	-	-	106	87	193	7	4	11	113	91	204
	イ. 支給をうかがわせる事情有り(a+b+c+d)	15	20	35	31	55	86	2	3	5	48	78	126
	a. 支給をうかがわせる資料有り(下の重複削除後)	9	6	15	15	29	44	1	0	1	25	35	60
	・支給当時の被保険者証に「脱」表示有り	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	・支給決定通知書等有り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・裁定請求書有り	0	3	3	2	8	10	0	0	0	2	11	13
	・受付処理簿、会計帳簿有り	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3
	・かつて交付された脱手支給済の記録回答有り	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	・支給報告書有り	1	2	3	2	6	8	0	0	0	3	8	11
	・旧台帳に支給記録又は記録回答記載有り	8	1	9	11	15	26	1	0	1	20	16	36
	・被保険者名簿又は台番払出簿に「脱」表示有り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	b. 受給に係る供述有り	1	7	8	2	8	10	0	2	2	3	17	20
	c. 支給時期に氏名変更等の処理有り	3	4	7	2	10	12	1	1	2	6	15	21
	d. 他にも一時金支給記録有り	2	3	5	12	8	20	0	0	0	14	11	25
ウ S36. 11前支給	-	-	-	33	21	54	4	1	5	37	22	59	
エ 喪失後 か月以内に支給有り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②合計(ア～エの重複削除後)	14	15	29	117	95	212	7	5	12	138	115	253	
訂 正 可 能	③事案数(①-②)	61	5	66	13	2	15	2	0	2	76	7	83
	④対まだら事案数(③/①)	81.3%	25.0%	69.5%	10.0%	2.1%	6.6%	22.2%	0.0%	14.3%	35.5%	5.7%	24.7%
⑤訂正可能に対するあっせん事案の割合				92.4%			86.7%			100.0%			91.6%

パターン2(基準案+6か月以内)

まだら事案の記録回復除外条件に応じた先例事案件数

		同一番号(重複事案を除く)			別番号(重複事案を除く)			重複事案			まだら全体		
		あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計
①まだら事案数		75	20	95	130	97	227	9	5	14	214	122	336
要 件 該 当 数	ア. 支給後1年以内の公的年金加入無し又は国年未納有り	-	-	-	106	87	193	7	4	11	113	91	204
	イ. 支給をうかがわせる事情有り(a+b+c+d)	15	20	35	31	55	86	2	3	5	48	78	126
	a. 支給をうかがわせる資料有り(下の重複削除後)	9	6	15	15	29	44	1	0	1	25	35	60
	・支給当時の被保険者証に「脱」表示有り	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	・支給決定通知書等有り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・裁定請求書有り	0	3	3	2	8	10	0	0	0	2	11	13
	・受付処理簿、会計帳簿有り	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3
	・かつて交付された脱手支給済の記録回答有り	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	・支給報告書有り	1	2	3	2	6	8	0	0	0	3	8	11
	・旧台帳に支給記録又は記録回答記載有り	8	1	9	11	15	26	1	0	1	20	16	36
	・被保険者名簿又は台番払出簿に「脱」表示有り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	b. 受給に係る供述有り	1	7	8	2	8	10	0	2	2	3	17	20
	c. 支給時期に氏名変更等の処理有り	3	4	7	2	10	12	1	1	2	6	15	21
	d. 他にも一時金支給記録有り	2	3	5	12	8	20	0	0	0	14	11	25
ウ S36. 11前支給	-	-	-	33	21	54	4	1	5	37	22	59	
エ 喪失後6か月以内に支給有り	32	12	44	70	70	140	4	4	8	106	86	192	
②合計(ア～エの重複削除後)	43	19	62	123	97	220	7	5	12	173	121	294	
訂 正 可 能	③事案数(①-②)	32	1	33	7	0	7	2	0	2	41	1	42
	④対まだら事案数(③/①)	42.7%	5.0%	34.7%	5.4%	0.0%	3.1%	22.2%	0.0%	14.3%	19.2%	0.8%	12.5%
⑤訂正可能に対するあっせん事案の割合				97.0%			100.0%			100.0%			97.6%

パターン2《参考1》(基準案+9か月以内)

まだら事案の記録回復除外条件に応じた先例事案件数

		同一番号(重複事案を除く)			別番号(重複事案を除く)			重複事案			まだら全体		
		あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計
①まだら事案数		75	20	95	130	97	227	9	5	14	214	122	336
要件該当数	ア. 支給後1年以内の公的年金加入無し又は国年未納有り	-	-	-	106	87	193	7	4	11	113	91	204
	イ. 支給をうかがわせる事情有り(a+b+c+d)	15	20	35	31	55	86	2	3	5	48	78	126
	a. 支給をうかがわせる資料有り(下の重複削除後)	9	6	15	15	29	44	1	0	1	25	35	60
	・支給当時の被保険者証に「脱」表示有り	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	・支給決定通知書等有り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・裁定請求書有り	0	3	3	2	8	10	0	0	0	2	11	13
	・受付処理簿、会計帳簿有り	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3
	・かつて交付された脱手支給済の記録回答有り	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	・支給報告書有り	1	2	3	2	6	8	0	0	0	3	8	11
	・旧台帳に支給記録又は記録回答記載有り	8	1	9	11	15	26	1	0	1	20	16	36
	・被保険者名簿又は台番払出簿に「脱」表示有り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	b. 受給に係る供述有り	1	7	8	2	8	10	0	2	2	3	17	20
	c. 支給時期に氏名変更等の処理有り	3	4	7	2	10	12	1	1	2	6	15	21
	d. 他にも一時金支給記録有り	2	3	5	12	8	20	0	0	0	14	11	25
ウ S36. 11前支給	-	-	-	33	21	54	4	1	5	37	22	59	
エ 喪失後9か月以内に支給有り	40	14	54	86	77	163	6	4	10	132	95	227	
②合計(ア～エの重複削除後)	47	20	67	127	97	224	7	5	12	181	122	303	
訂正可能	③事案数(①-②)	28	0	28	3	0	3	2	0	2	33	0	33
	④対まだら事案数(③/①)	37.3%	0.0%	29.5%	2.3%	0.0%	1.3%	22.2%	0.0%	14.3%	15.4%	0.0%	9.8%
⑤訂正可能に対するあっせん事案の割合				100.0%			100.0%			100.0%			100.0%

まだら事案の記録回復除外条件に応じた先例事案件数

		同一番号(重複事案を除く)			別番号(重複事案を除く)			重複事案			まだら全体		
		あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計
①まだら事案数		75	20	95	130	97	227	9	5	14	214	122	336
要 件 該 当 数	ア. 支給後1年以内の公的年金加入無し又は国年未納有り	-	-	-	106	87	193	7	4	11	113	91	204
	イ. 支給をうかがわせる事情有り(a+b+c+d)	15	20	35	31	55	86	2	3	5	48	78	126
	a. 支給をうかがわせる資料有り(下の重複削除後)	9	6	15	15	29	44	1	0	1	25	35	60
	・支給当時の被保険者証に「脱」表示有り	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	・支給決定通知書等有り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・裁定請求書有り	0	3	3	2	8	10	0	0	0	2	11	13
	・受付処理簿、会計帳簿有り	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3
	・かつて交付された脱手支給済の記録回答有り	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	・支給報告書有り	1	2	3	2	6	8	0	0	0	3	8	11
	・旧台帳に支給記録又は記録回答記載有り	8	1	9	11	15	26	1	0	1	20	16	36
	・被保険者名簿又は台番払出簿に「脱」表示有り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	b. 受給に係る供述有り	1	7	8	2	8	10	0	2	2	3	17	20
	c. 支給時期に氏名変更等の処理有り	3	4	7	2	10	12	1	1	2	6	15	21
	d. 他にも一時金支給記録有り	2	3	5	12	8	20	0	0	0	14	11	25
ウ S36. 11前支給	-	-	-	33	21	54	4	1	5	37	22	59	
エ 喪失後12か月以内に支給有り	44	16	60	96	83	179	6	4	10	146	103	249	
②合計(ア～エの重複削除後)	51	20	71	127	97	224	7	5	12	185	122	307	
訂 正 可 能	③事案数(①-②)	24	0	24	3	0	3	2	0	2	29	0	29
	④対まだら事案数(③/①)	32.0%	0.0%	25.3%	2.3%	0.0%	1.3%	22.2%	0.0%	14.3%	13.6%	0.0%	8.6%
⑤訂正可能に対するあっせん事案の割合				100.0%			100.0%			100.0%			100.0%

パターン3(基準案+6か月以内+脱表示)

まだら事案の記録回復除外条件に応じた先例事案件数

		同一番号(重複事案を除く)			別番号(重複事案を除く)			重複事案			まだら全体		
		あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計
①まだら事案数		75	20	95	130	97	227	9	5	14	214	122	336
要件該当数	ア. 支給後1年以内の公的年金加入無し又は国年未納有り	-	-	-	106	87	193	7	4	11	113	91	204
	イ. 支給をうかがわせる事情有り(a+b+c+d)	64	29	93	103	107	210	8	8	16	175	144	319
	a. 支給をうかがわせる資料有り(下の重複削除後)	58	15	73	87	81	168	7	5	12	152	101	253
	・支給当時の被保険者証に「脱」表示有り	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	・支給決定通知書等有り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・裁定請求書有り	0	3	3	2	8	10	0	0	0	2	11	13
	・受付処理簿、会計帳簿有り	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3
	・かつて交付された脱手支給済の記録回答有り	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	・支給報告書有り	1	2	3	2	6	8	0	0	0	3	8	11
	・旧台帳に支給記録又は記録回答記載有り	8	1	9	11	15	26	1	0	1	20	16	36
	・被保険者名簿又は台番払出簿に「脱」表示有り	53	13	66	78	74	152	6	5	11	137	92	229
	b. 受給に係る供述有り	1	7	8	2	8	10	0	2	2	3	17	20
	c. 支給時期に氏名変更等の処理有り	3	4	7	2	10	12	1	1	2	6	15	21
	d. 他にも一時金支給記録有り	2	3	5	12	8	20	0	0	0	14	11	25
ウ S36. 11前支給	-	-	-	33	21	54	4	1	5	37	22	59	
エ 喪失後6か月以内に支給有り	32	12	44	70	70	140	4	4	8	106	86	192	
②合計(ア～エの重複削除後)	66	20	86	128	97	225	7	5	12	201	122	323	
訂正可能	③事案数(①-②)	9	0	9	2	0	2	2	0	2	13	0	13
	④対まだら事案数(③/①)	12.0%	0.0%	9.5%	1.5%	0.0%	0.9%	22.2%	0.0%	14.3%	6.1%	0.0%	3.9%
⑤訂正可能に対するあっせん事案の割合				100.0%			100.0%			100.0%			100.0%

まだら事案の記録回復除外条件に応じた先例事案件数

		同一番号(重複事案を除く)			別番号(重複事案を除く)			重複事案			まだら全体		
		あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計
①まだら事案数		75	20	95	130	97	227	9	5	14	214	122	336
要件該当数	ア. 支給後1年以内の公的年金加入無し又は国年未納有り	-	-	-	106	87	193	7	4	11	113	91	204
	イ. 支給をうかがわせる事情有り(a+b+c+d)	64	29	93	103	107	210	8	8	16	175	144	319
	a. 支給をうかがわせる資料有り(下の重複削除後)	58	15	73	87	81	168	7	5	12	152	101	253
	・支給当時の被保険者証に「脱」表示有り	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	・支給決定通知書等有り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・裁定請求書有り	0	3	3	2	8	10	0	0	0	2	11	13
	・受付処理簿、会計帳簿有り	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3
	・かつて交付された脱手支給済の記録回答有り	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	・支給報告書有り	1	2	3	2	6	8	0	0	0	3	8	11
	・旧台帳に支給記録又は記録回答記載有り	8	1	9	11	15	26	1	0	1	20	16	36
	・被保険者名簿又は台番払出簿に「脱」表示有り	53	13	66	78	74	152	6	5	11	137	92	229
	b. 受給に係る供述有り	1	7	8	2	8	10	0	2	2	3	17	20
	c. 支給時期に氏名変更等の処理有り	3	4	7	2	10	12	1	1	2	6	15	21
	d. 他にも一時金支給記録有り	2	3	5	12	8	20	0	0	0	14	11	25
ウ S36. 11前支給	-	-	-	33	21	54	4	1	5	37	22	59	
エ 喪失後6か月以内に支給有り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②合計(ア～エの重複削除後)	60	19	79	125	97	222	7	5	12	192	121	313	
訂正可能数	③事案数(①-②)	15	1	16	5	0	5	2	0	2	22	1	23
	④対まだら事案数(③/①)	20.0%	5.0%	16.8%	3.8%	0.0%	2.2%	22.2%	0.0%	14.3%	10.3%	0.8%	6.8%
⑤訂正可能に対するあっせん事案の割合				93.8%			100.0%			100.0%			95.7%